

公益財団法人五島美術館  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人五島美術館（以下「本法人」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができるが、その上限を、年間18,000千円とする。役員のうち各々の理事の報酬額は、理事長が理事会の承認を経て決定し、監事の報酬額は監事の協議にて決定する。

第4条 削除

(費用)

第5条 本法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は本法人職員通勤費支給規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、旅費（宿泊費含む）及び交通費を、本法人旅費規程に準じ

て支給することができる。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則 この規程は平成29年6月22日から施行する。